

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		令和7（2025）年7月18日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区河原町通二条南入ル一之船入町 537番地の4		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社京都ホテル 代表取締役社長 清水 博			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	7台	台	台	7台
	冷蔵機器及び冷凍機器	211台	0台	0台	211台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	機器台帳にて管理。			
	廃棄時	機器台帳にて管理。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	漏えいを速やかに発見できるよう、日常及び定期的な点検を実施する。			
	廃棄時	登録済み充填回収業者により作業させ、行程管理票・回収破壊証明書を提出させる。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	機器経年による更新計画の際にGWPの低い機器を選定する。				
特記事項	無し				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。